委 託 契 約 書

支出負担行為担当官文化庁次長 伊藤 学司(以下「甲」という。)と《受託者を記入》(以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託業務名等)

- 第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。
- (1) 委託業務名 文化遺産・無形文化遺産のシナジー (相乗効果) に関する実態把握及び事例 収集事業に係る予備的調査研究
- (2) 委託業務の内容及び経費 (別添)業務計画書のとおり。ただし、第9条によった変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。
- (3)委託期間 契約締結日から令和8年(2026年)3月30日

(委託業務の実施)

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項や業務計画書等に基づき、委託 業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の額)

- 第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、〇,〇〇〇,〇〇〇 円(うち消費税額及び地方消費税額〇〇,〇〇〇円・消費税率10%)を超えない範囲内で乙に 支払うものとする。
- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。
- 3 乙は、委託費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第100条の3第3号の規定により免除する。

(危険負担)

第5条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

(第三者損害補償)

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

- 第7条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額(以下「再委託に関する事項」という。)が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の再委託承認申請書の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保 のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する 事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に規定する甲の承認があったもの とする。
- 5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に 関する事項が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただ し、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関 する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 6 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うも のとする。
- 7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた 場合にはこれに応じなければならない。

(再々委託の履行体制の把握)

- 第8条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数 の段階で再委託(以下「再々委託」という。)が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住 所、氏名、再々委託を行う業務の範囲(以下「履行体制に関する事項」という。)が記載され た再々委託届出書を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する 事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったもの とする。
- 3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更 の届出を行わなければならない。

(業務の変更)

- 第9条 乙は、第22条に規定する場合を除き、(別添)業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の20%未満の場合はこの限りではない。
- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

- 第10条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了(廃止)報告)

第11条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けた ときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は 契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及び これに付した条件に適合するものであるかについて検査するものとする。

(額の確定)

- 第13条 甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する 委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第14条 第12条の検査及び前条第1項の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

- 第15条 甲は、第13条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。
- 2 委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙(銀行口座情報)に記載の口座に振込むものとする。
- 3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を 行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する 法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条及び政府契約 の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年大蔵省告示第991号)に基づ いて算定した金額を利息として支払うものとする。
- 4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予決令第58 条第3号に基づく協議を行い、協議が調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託 費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

第16条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第13条第1項により確定し

た額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、年利2.5%の割合により算定した金額を利息として支払わなければならない。

(著作権等)

- 第17条 乙は、本事業の実施に伴い発生した成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第 2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著 作物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)について、 この委託業務の完了又は廃止の承認の日をもって、甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第18条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- (1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者(再委託する場合における再委託先を含む。) に提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の 委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が 預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われている か等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及 び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

- 6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であって も、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合(当該第三者が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。
- 9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(成果の利用等) (成果報告)

- 第19条 乙は、第11条の規定に基づく報告書の提出までに成果物がある場合には、印刷物10部及び電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)を委託業務成果物として、甲に提出するものとする。
- 第20条 乙は、委託業務によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(委託業務の調査)

第21条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(契約の解除等)

第22条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除 し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(不正行為等に対する措置)

- 第23条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為(以下「不正等」という。)を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。
- 2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第24条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、 返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に 応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等不正行為に係る違約金等)

- 第25条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に 相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
- (2)公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3 第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する 刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速 やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第28条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該 当しないことを確約する。
- 2 乙は、前二条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

- 第29条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再 委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならな い。
- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の 契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約

を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第30条 甲は、第26条、第27条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第26条、第27条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合に おいて、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代表者変更等の届出)

第32条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく 通知するものとする。

(書類の保管等)

第33条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

(秘密の保持等)

- 第34条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第35条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番 4 支出負担行為担当官

文化庁次長 伊藤 学司 印

(乙) 住所

名称

代表者役職、氏名 印

別添 (業務計画書)

業務計画書

I 委託業務の内容

1. 業務題目

※ 業務の趣旨・目的を明確かつ簡潔に記載

2. 業務の目的

※ 業務の目的を具体的に記載

3. 業務の期間

※ 原則、業務の開始予定年月日から終了予定年月日まで記載

4. 当該年度における業務実施計画

※ 業務の趣旨・目的が達成されるために必要な課題を具体的に記載

5. 業務実施体制

課題項目	実 施 場 所	業務担当責任者

6. 課題項目別実施期間

※ 契約日前の計画については認められない。事業着手は契約締結後に行うものとする。

			実施期	期間(年	月	日 ~	· 年	月	日)		
業務項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

7. この業務に関連して補助金等を受けた実績

補助金等の名称	交付者/契約者	交付額/契約額	交付年度/契	業務項目
			約年度	

※ 本委託業務が継続課題の場合、前年度までの委託契約は過去の実績として記載しない。

8. 知的財産権の帰属

※ 「知的財産権は乙に帰属することを希望する。」又は「知的財産権は全て甲に帰属する。」のいずれかを選択して記載すること。

9. 再委託に関する事項

(1)再委託

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額(単位:円)	
円	

(2) 履行体制に関する事項

※ 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われたときに記載すること。

報りること。	
再々委託の相手方の住所及び氏名	
再々委託を行う業務の範囲	

Ⅱ 委託業務経費

※ 経費の計上にあたっては、別紙「経費計上の留意事項等」を参照して下さい。

1. 経費予定額

(単位:円)

		(単位:円)		
費目	種別	内訳	小	計
設備備品費	設備備品費			
人件費	人件費			
事業費	諸謝金			
	旅費			
	借損料			
	消耗品費			
	会議費			
	通信運搬費			
	雑役務費			
	消費税相当額	不(非)課税経費(人件費、外国旅費、保険料など) ×消費税率		
		(注1)インボイス影響額−経過措置の適用:無		
		(注2)インボイス影響額−経過措置の適用:有		
一般管理費	一般管理費	(設備備品費+人件費+事業費)×○%		
再委託費	再委託費			
合計				

(注1)インボイス影響額-経過措置の適用:無

人件費的性質を有する諸謝金については人件費の費目・種別に計上します。

ここでは「費目:事業費」、「種別:諸謝金」に計上する諸謝金(税込)の「消費税相当額」について補足説明します。

- 個人への諸謝金は相手方が免税事業者であることが想定されます。個人への諸謝金については、経過措置適用 対象の請求書が発行されない場合があります。その場合はこの欄を使用します。
- 消費税相当額の計算方法(消費税率 10%の場合):免税事業者への諸謝金額×10/110×110/100

=免税事業者への諸謝金額×0.1

例:委託事業者が、適格請求書が発行されない個人への諸謝金

11,000円(消費税 10%)を支払った場合、経費内訳には以下を計上します。

- •諸謝金:11,000円
- ・インボイス影響額-経過措置の適用:無:1,100円

<計算の流れ>

①諸謝金から消費税額を算出。

11.000 円×10/110 = 1.000 円

②国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、①で算出した額にも「消費税額」を追加計上。 1,000 円×110/100 = 1,100 円

(注2)インボイス影響額-経過措置の適用:有

免税事業者から経過措置適用対象の請求書を受けた場合、この欄を使用します。

- インボイス制度施行後の3 年間は免税事業者等からの仕入について仕入税額相当額の80%、その後の3 年間は 50%を仕入税額とみなして控除となる経過措置があります。
- 控除を受けられない部分については消費税相当額を計上する必要があります。

消費税相当額の計算方法(消費税率10%の場合)

令和5 年10 月1 日~令和 8 年9 月30 日:免税事業者との取引額×10/110×0.2×110/100

=免税事業者との取引額×0.02

● 令和8 年10 月1 日~令和11 年9 月30 日:免税事業者との取引額×10/110×0.5×110/100

=免税事業者との取引額×0.05

例: 委託事業者が免税事業者と 110,000 円(税率 10%)の取引を行った場合、経費内訳には以下を計上します。

- •雑役務費:110,000円
- ・インボイス影響額-経過措置の適用:有:2,200円

<計算の流れ>

- ①雑役務費から消費税額を算出。 110,000 円×10/110 = 10,000 円
- ②仕入税額相当額の80%は経過措置により仕入税額とみなし控除。残額20%を計算。

10,000 円×0.2 = 2,000 円

③国と委託事業者間では業務経費の全体が課税対象となるため、②で算出した額にも「消費税額」を追加計上。 2000 円×110/100 = 2,200 円

2. 再委託費内訳

機関名:

(単位:円)

費目	種別	内 訳	経費予定額
		小計	
合計			

Ⅲ その他

1. 経理担当者(責任者及び事務担当者)

氏 名	職名	連絡先(TEL 番, FAX 番, メールアト・レス)
(責任者)		
(事務担当者)		

※ 責任者については、本委託業務に係る経理責任者(必ず記入すること) 事務担当者は、実際に当省委託課(室)との窓口となる者(必ず記入すること)